

# JARI-RB 審査ニュース

第157号  
[2010年4月15日]

財団法人 日本自動車研究所  
審査登録センター (JARI-RB)

## 環境および品質認定範囲拡大のお知らせ

当センターは、本年3月17日に開催された財団法人日本適合性認定協会（JAB）の第47回マネジメントシステム認定委員会において、環境および品質マネジメントシステムについて認定範囲の拡大が承認されましたので、お知らせいたします。

### 1. 未認定範囲の新規取得による拡大

#### ・環境マネジメントシステム

拡大認定範囲 32 金融，保険，不動産，賃貸

#### ・品質マネジメントシステム

拡大認定範囲 12 化学薬品，化学製品および繊維

認定範囲の拡大審査にご協力を賜りました株式会社トヨタレンタリース愛知ならびに日本エマルジョン株式会社様にあらためて御礼申し上げます。

### 2. 既認定範囲の限定解除

#### ・環境マネジメントシステム

拡大認定範囲 1 農業，漁業

20 造船業

#### ・品質マネジメントシステム

拡大認定範囲 4 繊維，繊維製品

15 非金属鉱物製品

28 建設

34 エンジニアリング，研究開発

37 教育

2010年3月17日現在のJARI-RBの認定範囲についてはJARI-RBホームページ  
(URL:<http://www.jari-rb.jp/>) をご参照ください。

## 初回登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0793	2010. 3. 26	株式会社レクザム電子四国	電子部品のプリント基板実装組立

## 初回登録(品質)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAQR0180	2010. 3. 23	株式会社レクザム電子四国	電子部品のプリント基板実装組立

## 更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0024	2010. 3. 26	トヨタ自動車株式会社 技術分野(本社技術地区・東富士研究所・ 士別試験場)	国内向け自動車の新製品開発業務及び事業活動
JAER0027	2010. 3. 26	日本発条株式会社 群馬工場	自動車用シートの製造
JAER0028	2010. 3. 26	株式会社 デンソー 大安製作所	点火装置、安全制御機器、O2センサー、 各種アクチュエータ・センサー等、自動車部品の製造
JAER0228	2010. 3. 10	株式会社 スズキ部品富山	自動車部品製造(二輪車用ギヤ、クランクケース他、 四輪車用ウォーターポンプ及びオイルポンプ他の製造)
JAER0229	2010. 3. 10	城山工業株式会社	自動車用及びO A 機器用プレス部品の製造
JAER0231	2010. 3. 1	東京トヨペット株式会社※	自動車の販売、整備及び修理 ・虎ノ門店
JAER0233	2010. 3. 24	日野自動車株式会社 本社及び日野工場	自動車の研究開発、生産技術及び製造 並びにその他本社機能
JAER0235	2010. 3. 24	三重トヨペット株式会社	自動車の販売、整備及び修理
JAER0546	2010. 3. 5	栃木トヨタ自動車株式会社※	自動車の販売、整備及び修理 ・築瀬店
JAER0549	2010. 3. 12	株式会社 石川工作所 本社・大畑工場・馬手工場	フォークリフト用及びカーエアコン用の 小物プレス部品及びその溶接組立品の製造
JAER0553	2010. 3. 12	トヨタ部品茨城共販株式会社	自動車部品、用品、砥油の販売
JAER0556	2010. 3. 19	株式会社 クマダ 本社及び本社工場	自動車用プレス部品の製造
JAER0557	2010. 3. 19	仙台トヨペット株式会社	自動車の販売、整備及び修理
JAER0558	2010. 3. 19	新潟トヨペット株式会社	自動車の販売、整備及び修理
JAER0559	2010. 3. 19	サトープレス工業株式会社	金属プレス部品の製造及びプレス金型の 設計・開発・製作
JAER0564	2010. 3. 26	奥田工業株式会社 本社・本社工場・広美工場	自動車用ダイカスト部品の製造
JAER0565	2010. 3. 26	オカタ産業株式会社 本社工場	自動車部品輸送用金属製通函及び輸出用梱包箱の製造
JAER0569	2010. 3. 26	株式会社 タクティ※	カー用品の販売及びカーメンテナンス、 並びに自動車用再生部品・用品の販売、取り付け ・ジェームス唐木田店

JAER0570	2010. 3. 26	株式会社 西九州	中古車及びエンジン部品の国内外への卸売り
JAER0571	2010. 3. 26	株式会社 クゼー	自動車用サーモスタットの製造
JAER0728	2010. 3. 2	株式会社Nui Tec Corporation 秋田工場	自動車シート用トリムカバー及び 大型トラックシート用サスペンションの製造
JAER0729	2010. 3. 9	鳥取ビブラコースティック 株式会社	自動車、船舶、O/A、 一般産業機器用防振・防音ゴム部品の製造
JAER0731	2010. 3. 23	イッシン工業株式会社※ 立科工場	建設機械、自動車及び 一般産業機械用ウレタンゴム製品の製造 ・第6工場

※ [更新登録] においては拡大を含む。(工場及び店舗等の拡大のみ追加掲載)

### 更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0015	2010. 3. 24	株式会社 テック イトウ	建設機械用、自動車用及び産業機械用部品の鍛工品 及び機械加工品の設計及び製造
JAQR0016	2010. 3. 24	株式会社 スミレックス	コンバーター、エキマニカバー、パイプ等の自動車 用プレス、パイプ、溶接部品の製造
JAQR0069	2010. 3. 16	デンソー機工株式会社	自動車用部品(金属部品及び樹脂部品)の製造
JAQR0070	2010. 3. 30	水島プレス工業株式会社 本社・徳島工場・御津工場	ステアリングシャフト、チェンジレバー、 ドアヒンジ等の自動車用部品の設計・開発・製造 及びプレス用金型・治具の設計、製作
JAQR0071	2010. 3. 30	株式会社トラックパーツ西九州 dot com	自動車用補修部品(リサイクルパーツ)の修理及び 組付け並びに販売
JAQR0072	2010. 3. 30	名古屋磁石株式会社	各種磁石の販売及び着磁業務
JAQR0163	2010. 3. 1	株式会社スズキ部品富山	自動車部品製造 (二輪車用ギヤ、クランクケース他、四輪車用 ウォーターポンプ及びオイルポンプ他の製造)

### 登録拡大(環境)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAER0353	2010. 3. 12	石川トヨペット株式会社	金沢松村店
JAER0352	2010. 3. 19	埼玉トヨペット株式会社	幸手支店、深谷支店、本庄店、U-carランド-平大宮店 U-carランド-平上尾店、イオンレイクタウン店

### 登録拡大(品質)

登録番号	発効日	登録者名	登録範囲
JAQR0044	2010. 3. 16	株式会社佐賀鉄工所	多久工場

・登録拡大：工場及び店舗等の追加のみ掲載

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ (URL:<http://www.jari-rb.jp/>) をご参照ください。

**環境関連法規等の動き**

(2010. 2. 18～2010/3/19)

**法令情報**

土壤汚染対策法の改正省令3件が2010. 2. 26に公布され、改正土対法施行日の2010. 4. 1に同時に施行されます。

これらは①土壤汚染状況調査の規定などを定める土対法施行規則（環境省令第一号）、②汚染土壤処理業の許可申請手続等に関する省令（環境省令第二号）、③指定調査機関および指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（環境省令第三号）です。

【概略】改正土壤汚染対策法で届け出が義務付けられる形質変更時の面積は形質変更部が3,000㎡以上と規定されたほか、土壤調査において地歴調査等の省略を認める一方で全項目土壤溶出量基準等超過と見なすことなどが規定された。このほか、汚染土壤処理業では、受け入れ土量等の記録5年間保存などが規定されました。

**【参考1;法改正前の問題等】**

- 法に基づかない土壤汚染の発見の増加 ⇒（発見された汚染土壤の適正管理への不安）
- 掘削除去の偏重 ⇒（土地の所有者等の過剰な負担：環境リスク低減の観点でも問題ある掘削除去の増加）
- 汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散 ⇒（汚染土壤の不適正な処理事案の発生）

**【参考2;改正法の内容 公布日:2009.4.24, 施行日:2010.4.1】**

- 1) 土壤の汚染状況把握のための制度の充実
- 2) 規制対象区域の分類と、対策の明確化等
- 3) 搬出土壤の適正処理の確保
- 4) その他 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新等）他

**1. 「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」**

2010.2.26(環境第一号)

公布日：2010. 2. 26 施行日：2010. 4. 1 （法第16条第一項に係る経過措置あり）

**【改正施行規則の概要】**

- 1) 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の土地の規模及び基準(省令第22, 26条)
  - ・法第4条1項で届出が義務付けられる形質変更部の面積は形質変更部が『3,000㎡以上』とする。
  - ・届出を受けて法第4条第2項の調査命令の対象となる土地は、特定有害物質を含む固体又は液体が飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地や、特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の敷地であった土地等とする。
- 2) 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略(第11条)

調査対象者は、第3条から第8条までの規定があるが、『試料採取等を省略して地歴調査のみを行う』や『地歴調査を含むすべての土壤汚染状況調査の過程を省略する』ことができる。この場合には、土壤汚染のおそれがない区域を除く調査対象地の区域を、土壤含有量基準及び第二溶出量基準に適合しない状態にあるものとみなす。
- 3) 要措置区域について都道府県知事が指示する汚染の除去等の措置(省令第39, 40条, 省令別表5, 6)
  - ・基準に適合しない土地は封じ込め等「**原則として講ずべき措置**」を新法では「**指示措置**」とする。
  - ・操業中の工場など土壤の掘削を伴う封じ込め困難な場合の対応として、新に、地下水汚染の拡大防止を位置づける。

- 4) 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為（省令第43条）  
指示措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えないこと、形質の変更を行う部分の面積と深さが一定以下であること。
- 5) 汚染土壌の搬出時の届出の対象とならない土壌の調査方法（省令第59条関係及び附則第2条関係）
  - ・任意に行う調査は、土壌の掘削前に行う場合には、10mメッシュボーリングにより行うこと。また、土壌の掘削後に行う場合には、土壌を100 m<sup>3</sup>以下ごとに区分し、5点混合法により行うこと。
  - ・なお、任意に行う調査の方法は、当分の間、掘削前に行う調査の方法のみとする。
- 6) 汚染土壌の運搬に関する基準（届出は搬出14日前まで、支障のでない処置を講ずる：省令第65条）
- 7) 汚染土壌の管理票の流れ（管理票の交付と保存義務、写しの送付は10日以内：省令第66条）

## 2. 「汚染土壌処理業許可の申請の手続き等に関する省令の一部を改正する省令」 （環境第二号）

【概略】1) 汚染土壌処理業による汚染土壌の処理に関する記録及び閲覧；測定結果を記録し、5年間備え置き、閲覧に供する。

## 3. 「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」 （環境第三号）

【概略】 1) 指定調査機関の指定の基準；技術的能力に係るものとして、技術管理者が適切に配置されている。  
2) 技術管理者；環境大臣が実施の試験に合格し、実務経験を有するものに技術管理者証を公布する。

### 一般情報

## 1. 「地球温暖化対策基本法案」が2010.3.12閣議決定されました。今後、国会での成立が注目されます。

### 【基本法案の概要】

#### 1) 基本原則【法第三条】

- ・新たな生活様式の確立等を通じて、豊かな国民生活と経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、吸収作用を保全・強化することができる社会を構築
- ・国際的協調の下に積極的に推進
- ・地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大、雇用の安定
- ・生物の多様性の保全、防災、食料の安定供給の確保、エネルギーに関する施策等に関する施策との連携
- ・経済活動・国民生活に及ぼす効果・影響についての理解を得る等

#### 2) 責務(法四, 五, 六, 七条)

国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。

#### 3) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標(第十条)

温室効果ガスの排出量について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、

- ・2020年までに1990年比で25%削減する。また、2050年までに1990年比で80%を削減する。
- ・再生可能エネルギーの供給量について、2020年までに一次エネルギー供給量に占める割合を10%に達するようにする。

『温室効果ガス』：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六フッ化硫黄、政令で定めるもの。

『再生可能エネルギー』：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来）、政令で定めるもの。

#### 4)地球温暖化対策の基本となる事項(第十二条)

##### (1)基本計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定する。

##### (2)基本的施策

国内排出量取引制度の創設、地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し、再生可能エネルギーに係る全量固定価格買取制度の創設という主要な3つの制度の構築に加え、原子力に係る施策、エネルギーの使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育及び学習の振興、自発的な活動の促進、地域社会の形成に当たっての施策、吸収作用の保全・強化、地球温暖化への適応、国際的協調のための施策等について定める。

#### 5)国内排出量取引制度の創設他の国の施策等【法第十三条等】

##### 6)施行期日

公布の日から施行する。ただし、3)のうち中期目標については、政令で定める日から施行する。

### 2.「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」が2010.3.2閣議決定し、通常国会へ提出されます。

【改正の背景】一部の事業者において、ばい煙や排水の測定結果を改ざんする等の不適正事案が発生している。

また、公共用水域において発見される水質事故の件数が増加の傾向にある。記録改ざん等には厳正な対応が必要。

#### 【改正の概要】

(1)大気汚染防止法の一部改正：ばい煙の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、改善命令等の要件の見直し、及び事業者の責務規定の創設

(2)水質汚濁防止法の一部改正：排水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設、事故時の措置の対象の追加、及び事業者の責務の創設

施行期日：公布日から1年以内の政令で定める日。事業者の責務の創設は公布日から3か月を経過した日から。

### 3.「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集について（環境省）

意見募集期間：2010.2.25から2010.3.26

【内容】温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において特定排出者が報告する温室効果ガス算定排出量の算定方法・排出係数について、数値の更新等を踏まえ、所要の見直しが行われています。